

一、官業運動史編輯の件（名古屋向上會提出）
 各加盟組合は一名宛責任者を定め各地情勢を本部に組織し、本部は組織部長或は教育部長之を宛米する。經費問題に對し質問あり、提案者は協調會又は大常社會問題研究所にて編輯を依頼することとした。

二、労働組合法制定の件（同志會提出）

- 希望條項としては
- (1) 組合運動を拘束せざること、
 - (2) 聯合体を認むること
 - (3) 届出主義によること、
 - (4) 労働争議に依る損害賠償の責任を負はざること、
 - (5) 組合所得税免除の件、
 - (6) 官憲との交渉を許さざること、
 - (7) 本法に違反したる雇傭者に對し嚴罰規則を設くこと、

可。決。

二、官業労働新聞青年号発行に關する件（名古屋向上會提出）保。要。

三、專賣局請負制度撤廢の件（大阪煙草提出）可。決。

三、常備職工待遇改善の件（向上會提出）可。決。

二、工場衛生設備改善の件（向上會提出）可。決。

- (1) 難聴病の防止
- (2) 職業的服病の防止
- (3) 浴場増設
- (4) 工場内の換氣装置
- (5) 危険豫防装置の完備

二、脱退年金支給年限を十五年とせしむべき件（同志會提出）可。決。